相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市富士見町五丁目九番、最後の住所東京都立川市富士見町五丁目九番一四号　被相続人　亡　草野　孝毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

東京都日野市高幡一〇八―六　新扇屋ビル三〇二　高幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市多摩区南生田四丁目一九番、最後の住所川崎市多摩区南生田四丁目一九番四〇―一〇二号　被相続人　亡　本間　敏弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

川崎市川崎区砂子一丁目八番地四アサヒヤビル三階　澄川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澄川　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市城西一丁目九三番地、最後の住所長野県松本市蟻ケ崎五丁目四番一〇号　被相続人　亡　橋本　市江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

長野県松本市中央三丁目一一番一号ハヤマビル二階神戸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神戸　美佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市駿河台三丁目五番、最後の住所静岡県藤枝市駿河台三丁目五番二号　被相続人　亡　細川　郁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

静岡県静岡市葵区鷹匠一丁目四番一号　Ｒ佐野ビル二階　花みずき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷川　樹史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市鍛治屋町三ノ宮五番地、最後の住所京都府綾部市宮代町門ノ前一五番地の一　被相続人　亡　山下　盛夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

京都府福知山市駅前町三二二番地　三右衛門ビル二階

相続財産管理人　弁護士　綿島　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区本田四丁目二番地一、最後の住所大阪府松原市高見の里五丁目五〇七番地の一　六―六〇八号　被相続人　亡　宮本　勝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区八雲通四丁目四番地、最後の住所アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市カミナカドライブ一五八五　被相続人　亡　土屋　雅宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

神戸市中央区中町通二丁目三番八号香川ビル四階　あしたの法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高島　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲五六番地、最後の住所神戸市長田区庄田町三丁目五番二六号　被相続人　亡　田中　克代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地　建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　唯人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市志筑一六五四番地一、最後の住所兵庫県淡路市大谷一一六四番地四　被相続人　亡　梅原　重義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

兵庫県洲本市栄町二丁目三番二二号　八田ビル二階　菜の花法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺岡　良祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡三郷町勢野東六丁目三六三番地、最後の住所神戸市西区神出町小束野九番地の九四　被相続人　亡　上田　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

神戸市中央区加納町四丁目一〇番二三号　ロイヤル神戸三宮一一〇五号室

相続財産管理人　矢嶋　真理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県北葛城郡広陵町大字三吉一一五番地、最後の住所奈良県北葛城郡広陵町大字三吉一六六番地　被相続人　亡　吉岡　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

奈良県奈良市高天市町一一番地高天飯田ビル六階　やすらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小泉　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市静間町四七六番一地、最後の住所島根県大田市静間町四七六番地一　被相続人　亡　竹下　清作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月九日

島根県出雲市今市町北本町一丁目九番地一　ポレスター今市町ブライトコート一五〇一

相続財産管理人　司法書士　鐘捲　隆之

生活協同組合アイネットコープ埼玉からのお知らせ

定款第十九条及び第七十六条、役員選挙規約第四条により公告

（役員選挙の件）

理事の選挙区　全体区として定数三名

監事の選挙区　地方区として定数四名（さいたま市一名、さいたま市以外三名）

選挙区　全体区として定数二名

受付期間　平成二十八年五月十日から平成二十八年五月二十日まで

受付方法　受付用紙は生活協同組合アイネットコープ埼玉にて配布、受付用紙を〒三三一―〇八一二さいたま市北区宮原町二丁目九十番地四　生活協同組合アイネットコープ埼玉まで郵送又はご持参ください。

平成二十八年五月九日

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目九十番地四

生活協同組合アイネットコープ埼玉

代表理事　藤田　淳